

岩手県告示第471号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和6年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
山田町	豊間根第20地割の一部並びに山田第3地割、第4地割及び第14地割の各一部

2 調査期間 令和6年9月3日から令和7年3月31日まで